

を1回散布(400 L/10a)したところ、散布後14～21日の最大残留量は0.82, 0.10 ppmであった。

また、茶(浸出液)を用いた作物残留試験(2例)において、20%フロアブルの1,000倍希釈液を1回散布(400 L/10a)したところ、散布後14～21日の最大残留量は0.21, <0.10 ppmであった。

注) 最大残留量: 当該農薬の申請の範囲内で最も多量に用い、かつ最終使用から収穫までの期間を最短とした場合の作物残留試験(いわゆる最大使用条件下の作物残留試験)を実施し、それぞれの試験から得られた残留量。

(参考: 平成10年8月7日付「残留農薬基準設定における暴露評価の精密化に関する意見具申」)

表3 作物残留試験成績

農作物	試験圃 場数	試験条件(申請範囲に限る。)				最大残留量(ppm)
		剤型	使用量・使用方法	回数	経過日数	
トマト (果実)	2	20% フロアブル	1,000倍散布 250L/10a	1回	1, 7, 14日	圃場A:0.32 圃場B:0.11
なす (果実)	2	20% フロアブル	1,000倍散布 200L/10a	1回	1, 3, 7日	圃場A:0.53 圃場B:0.55
きゅうり (果実)	2	20% フロアブル	1,000倍散布 250, 304L/10a	1回	1, 3, 7日	圃場A:0.12 圃場B:0.14
すいか (可食部)	2	20% フロアブル	1,000倍散布 200L/10a	1回	1, 3, 7, 14, 21日	圃場A:0.03 圃場B:0.02
メロン (果実)	2	20% フロアブル	1,000倍散布 200L/10a	1回	1, 3, 7, 14日	圃場A:0.04 圃場B:<0.02
温州みかん※ (果肉)	2	20% フロアブル	1,000倍散布 600L/10a, 5L/4樹/区	1回	7, 14, 30, 45日	圃場A:0.02 圃場B:0.03(1回, 14日)
温州みかん (果皮)	2	20% フロアブル	1,000倍散布 600L/10a, 5L/4樹/区	1回	7, 14, 30, 45日	圃場A:1.88 圃場B:3.96
夏みかん (果肉)	2	20% フロアブル	1,000倍散布 500, 600L/10a	1回	7, 14, 30, 45日	圃場A:0.03 圃場B:0.02
夏みかん (果皮)	2	20% フロアブル	1,000倍散布 500, 600L/10a	1回	7, 14, 30, 45日	圃場A:0.70 圃場B:0.92
夏みかん (全果実)	2	20% フロアブル	1,000倍散布 500, 600L/10a	1回	7, 14, 30, 45日	圃場A:0.23 圃場B:0.31
すだち (果実)	1	20% フロアブル	1,000倍散布 600L/10a	1回	7, 14, 30, 45日	圃場A:0.26

かぼす (果実)	1	20% フロアブル	1,000倍散布 700L/10a	1回	7, 14, 21, 28日	圃場A:0.30
りんご※ (果実)	4	20% フロアブル	1,000倍散布 500,600L/10a	1回	7, 14, 21, 28日	圃場A:0.41 (1回, 14日)
					7, 14, 21, 30日	圃場B:0.76 (1回, 7日)
					1, 3, 7日	圃場C:0.83 圃場D:0.82
日本なし※ (果実)	8	20% フロアブル	1,000倍散布 200, 350, 400, 500, 600L/10a	1回	7, 14, 21, 28日	圃場A:0.45 (1回, 7日) 圃場B:0.44 (1回, 7日)
					1, 3, 7日	圃場C:0.58 圃場D:1.33 圃場E:0.54 圃場F:0.32 圃場G:0.56 圃場H:0.24 (1回, 3日)
もも※ (果肉)	4	20% フロアブル	1,000倍散布 400, 600, 700L/10a	1回	7, 14, 21, 28日	圃場A:0.02 (1回, 7日) 圃場B:0.02 (1回, 21日)
					1, 3, 7日	圃場C:<0.02 圃場D:<0.02
もも※ (果皮)	2	20% フロアブル	1,000倍散布 400, 700L/10a	1回	1, 3, 7日	圃場A:9.68 (1回, 3日) 圃場B:6.89
すもも※ (果実)	2	20% フロアブル	1,000倍散布 400, 500L/10a	1回	3, 7, 14日	圃場A:0.32 圃場B:0.14 (1回, 7日)
おうとう (果実)	2	20% フロアブル	1,000倍散布 600L/10a	1回	14, 21, 28, 42日	圃場A:0.28 圃場B:0.52
いちご※ (果実)	4	20% フロアブル	1,000倍散布 200, 250L/10a	1回	1, 3, 7日	圃場A:0.89 (1回, 1日) 圃場B:1.09 (1回, 3日)
				2回		圃場C:0.42 圃場D:1.98
	2	15%くん煙剤	100g/400m ³	2回	1, 3, 7日	圃場A:0.07 圃場B:0.24
ぶどう※ (果実)	4	20% フロアブル	1,000倍散布 400L/10a	1回	21, 30, 45日	圃場A:1.54 (1回, 45日)
					21, 30, 44日	圃場B:0.54 (1回, 30日)
					21, 28, 42日	圃場C:0.19 (1回, 42日) 圃場D:1.05
いちじく (果実)	2	20% フロアブル	1,000倍散布 300L/10a	1回	1, 3, 7日	圃場A:0.53 圃場B:0.55

茶※ (荒茶)	2	20% フロアブル	1,000 倍散布 400L/10a	1回	14, 21 日	圃場 A:0.82
					20 日	圃場 B:0.10 (1回, 20日)
茶※ (浸出液)	2	20% フロアブル	1,000 倍散布 400L/10a	1回	14, 21 日	圃場 A:0.21
					20 日	圃場 B:<0.10 (1回, 20日)

最大使用条件下の作物残留試験条件に、アンダーラインを付している。※印で示した作物については、申請の範囲内で最高の値を示した括弧内に示す条件において得られた値を採用した。

(補足) 最大残留量について

申請の範囲内であっても、最大使用条件下以外の条件において得られた値が最大となる場合については、その値を最大残留量としている。多くの場合、1圃場につき2機関で分析が行われているが、それぞれの分析機関における個々の分析値(最大使用条件下で得られた値)を平均した値について比較し、大きい方の値を当該圃場における最大残留量としている。

なお、食品安全委員会農薬専門調査会の農薬評価書に記載されている作物残留試験成績は、「最高値」については、各試験条件下で得られた値のうち最も大きい値、「平均値」については、各試験場及び検査機関における最大使用条件下で得られた値(平均値)を平均した値であり、上記の最大残留量の定義と異なっている。

(3) その他

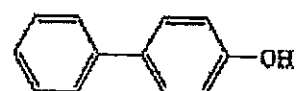
綿副産物等を飼料として用いた場合、飼料経路による畜産物への残留について、次の結果が報告されている。[出典: Bifenazate: Submission in Support of the Nomination of Codex Interim MRLs, prepared by the Delegation of the USA - Request for Comments on the Materials for Review in Support of Establishment of Codex Intermim MRLs for Safer Replacement Pesticides, Codex Alimentarius Commission, CL2004/48-PR, September 2004.]

米国において、泌乳牛にビフェナゼート(飼料重量当たり: 1、3、10 ppm)を28日間経口投与したところ、次の表に示す結果が得られた。

投与量	残留物質	残留が確認された部位	残留量(ppm)	
10 ppm	ビフェナゼート、D3598、 A1530、A1530 硫酸抱合体	肝臓、筋肉、脱脂粉乳、乳	<0.01	
		乳脂肪	0.01, 0.03	
	腎臓	0.01		
	腸管膜脂肪	0.07		
	脂肪被膜	0.10		
3 ppm	ビフェナゼート、D3598	A1530、A1530 硫酸抱合体	腎臓、乳脂肪、腸管膜脂肪、脂肪被膜	<0.01
		腸管膜脂肪	0.02	
		脂肪被膜	0.03	

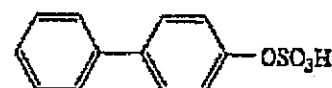
A1530 (代謝物E) :

4-ヒドロキシビフェニル (4-hydroxybiphenyl)



A1530 硫酸抱合体 (代謝物U) :

4-スルファトビフェニル (4-sulfatobiphenyl)



7. ADIの評価

食品安全基本法 (平成15年法律第48号) 第24条第1項第1号の規定に基づき、平成16年10月5日付け厚生労働省発食安第1005001号により食品安全委員会あて意見を求めたビフェナゼートに係る食品健康影響評価について、以下のとおり評価されている。

ADI 0.01mg/kg 体重/日

	(ADI 設定根拠資料1)	(ADI 設定根拠資料2)
試験の種類	慢性毒性試験	慢性毒性/発がん性併合試験
動物種	イヌ	ラット
期間	1年間	104週間
投与方法	混餌投与	混餌投与
無毒性量	1.0mg/kg 体重/日	1.0mg/kg 体重/日
安全係数	100	100

8. 諸外国における使用状況

米国、カナダ、欧州連合 (EU)、オーストラリア及びニュージーランドについて調査した結果、米国、オーストラリアにおいて、りんご、なし、もも等に登録がみられる。

また、国際基準は設定されておらず、米国では野菜、果物、畜産物等に残留基準が設定されている。

9. 基準値案

(1) 残留の規制対象

ビフェナゼート

ただし、ビフェナゼート本体のほか、なし、オレンジ等の農産物で多くの残留がみられ、かつ、分析中に容易に変換するD3598 (代謝物B)、飼料として用いられる綿副産物を經由して畜産物への残留が認められているA1530 (代謝物E) 及びA1530 硫酸抱合体 (代謝物U) を含む。具体的には、代謝物Eと代謝物Uは農産物へ

の残留は認められていないことから、米国の基準も参考とし、農産物及び畜産物の脂肪ではピフェナゼート及び代謝物B、畜産物(脂肪を除く。)ではピフェナゼート、代謝物B、代謝物E及び代謝物Uとする。

(2) 基準値案

別添のとおりである。

(3) 暴露評価

各食品について基準値案の上限まで又は作物残留試験成績等のデータから推定される量の本薬が残留していると仮定した場合、国民栄養調査結果に基づき試算される、1日当たり摂取する農薬の量(理論最大摂取量(TMDI)又は推定一日摂取量(EDI))のADIに対する比は、以下のとおりである。

	推定摂取量/ADI(%) ^{注)}
国民平均	36.0
幼小児(1~6歳)	76.1
妊婦	26.3
高齢者(65歳以上)	44.0

注) 別添の表中「作物残留試験成績」の欄において下線付きの数値がある食品については、その値を用いてEDI試算を行い、それ以外の食品についてはTMDI試算を行った。

TMDI 試算： 基準値案×摂取量

EDI 試算： 作物残留試験成績の平均値×摂取量

(試算の具体例) 国民平均の摂取量を用いた試算

食品名	基準値案 (ppm)	当該食品の 摂取量 (g/人/日)	残留試験成績 (ppm)	暴露評価に 用いた数値 (ppm)	ピフェナゼート 推定摂取量 (μ g) *1
	(A)	(B)		(C)	(A×B又はC×B)
トマト	2	24.3	0.32, 0.11	0.215	5.2
ピーマン	2	4.4	—	—	8.8
なす	2	4.0	0.53, 0.55	0.54	2.2
その他のなす科野菜	2	0.2	—	—	0.4
きゅうり	2	16.3	0.12, 0.14	0.13	2.1
かぼちゃ	2	9.4	—	—	18.8
しろり	0.75	0.3	—	—	0.2
⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮
⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮
⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮
牛・豚・羊・馬・山羊の筋肉、	*2 0.1	*3 57.5	—	—	5.8

脂肪及びその他の内臓					
乳	0.02	142.7	—	—	2.9
：	：	：	：	：	：
計					191.7
ADI比(%)					36.0

*1 Cの値があるものについては、C×Bの値を用いた。

*2 「牛・豚・羊・馬・山羊の筋肉及び脂肪」と「牛・豚・羊・馬・山羊のその他の内臓」に含まれるもののうち、最も大きい基準値案である牛、豚、羊、馬又は山羊の脂肪の0.1ppmを用いた。

*3 「牛・豚・羊・馬・山羊の筋肉及び脂肪」と「牛・豚・羊・馬・山羊のその他の内臓」の摂取量の合計である。

(4) いちごへの本剤の使用については、今後とも、その散布の間隔を含め、散布方法やその必要性について更なる検討を農林水産省及び関係企業に要望することとする。

(5) 本薬については、平成16年8月に公表した食品中に残留する農薬、動物用医薬品及び飼料添加物の暫定基準(第2次案)に含まれているが、今般、農薬取締法に基づく登録拡大申請により残留基準を設定するため、暫定基準(案)から削除する。

食品名	基準値 案 ppm	登録 有無	参考基準値			作物残留試験成績 ppm	暫定基準案 (2次案)	
			登録保留 基準値 ppm	国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm			
トマト	2	○	2		2.0	アメリカ	0.32, 0.11	2
ピーマン	2				2.0	アメリカ		2
なす	2	○	2		2.0	アメリカ	0.53, 0.55	2
その他のなす科野菜	2				2.0	アメリカ		2
きゅうり(ガーキンを含む)	2	○	2		0.75	アメリカ	0.12, 0.14	2
かぼちゃ(スカッシュを含む) ^{注)}	2	経過措置 (かぼちゃ)	2		0.75	アメリカ		2
しろりり	0.75		2		0.75	アメリカ		2
すいか	0.2	○	0.2		0.75	アメリカ*)	0.03, 0.02	0.2
メロン類果実	0.2	○	0.2		0.75	アメリカ*)	0.04, <0.02	0.2
まくわうり	0.75		0.2		0.75	アメリカ		0.2
その他のうり科野菜 ^{注)}	2	経過措置 (とうがん)	2		0.75	アメリカ		2
オクラ	2				2.0	アメリカ		2
スペアミント	25				25	アメリカ		
ペパーミント	25				25	アメリカ		
その他の野菜								2
みかん	0.2	○	0.2				0.02, 0.03	0.2
なつみかん			1				0.03, 0.02	
なつみかんの外果皮			1				0.70, 0.92	
なつみかんの果実全体	0.7	○	1				0.23, 0.31	1
レモン	0.7	○	1					1
オレンジ(ネーブルオレンジを含む)	0.7	○	1					1
グレープフルーツ	0.7	○	1					1
ライム	0.7	○	1					1
その他のかんきつ類果実	0.7	○	1				0.26 (すだち) / 0.30 (かぼす)	1
りんご	2	○	2		0.75	アメリカ	0.83, 0.82	2
日本なし	2	○	2		0.75	アメリカ	0.58, 1.33, 0.54, 0.32, 0.56, 0.24	2
西洋なし	2	○	2		0.75	アメリカ		2
マルメロ ^{注)}	2	経過措置 (マルメロ)	2		0.75	アメリカ		2
びわ	0.75		0.2		0.75	アメリカ		0.2
もも	0.2	○	0.2		1.7	アメリカ*)	<0.02, <0.02	0.2
ネクタリン ^{注)}	2	経過措置 (ネクタリン)	2		1.7	アメリカ		2
あんず(アプrikottを含む)			3					3
すもも(プルーンを含む)	1	○	3		0.3	アメリカ	0.32, 0.14	3
うめ			3					3
おうとう(チェリーを含む)	2	○	3				0.28, 0.52	3
いちご	5	登録申請中	3		1.5	アメリカ	0.42, 1.98 (20%フロアブル)	3
ラズベリー			3					3
ブラックベリー			3					3
ブルーベリー			3					3
クランベリー			3					3
ハuckleベリー			3					3
その他のベリー類果実			3					3
ぶどう	3	○	3		0.75	アメリカ	1.54, 0.54, 0.19, 1.05	3
かき ^{注)}	2	経過措置 (かき)	2					2
バナナ ^{注)}	2	経過措置 (バナナ)	2					2
キウイ			0.2					0.2
パパイヤ ^{注)}	2	経過措置 (パパイヤ)	2					2
アボカド			2					2
パイナップル			2					2
グアバ			2					2
マンゴー ^{注)}	2	経過措置 (マンゴー)	2					2
パッションフルーツ			2					2
なつめやし			3					3
その他の果実 ^{注)}	2	登録申請中 (いちじく) 経過措置 (アケビ、カ リン、ゴレン シ)	3		2.0	アメリカ	0.53, 0.55 (いちじく)	3
綿実	0.75				0.75	アメリカ		0.8

食品名	基準値案 ppm	登録 有無	参考基準値			作物残留試験成績 ppm	暫定基準案 (2次案)
			登録保留 基準値 ppm	国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm		
くり	0.2				0.20 アメリカ		0.2
ペカン	0.2				0.20 アメリカ		0.2
アーモンド	0.2				0.20 アメリカ		0.2
くるみ	0.2				0.20 アメリカ		0.2
その他のナッツ類	0.2				0.20 アメリカ		0.2
茶	2	○	2			0.82, 0.10(荒茶)	2
ホップ	15				15 アメリカ		20
★ 牛の筋肉	0.02				0.02 アメリカ		0.02
★ 豚の筋肉	0.02				0.02 アメリカ		0.02
★ 羊の筋肉	0.02				0.02 アメリカ		
★ 馬の筋肉	0.02				0.02 アメリカ		
★ 山羊の筋肉	0.02				0.02 アメリカ		
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉							0.02
牛の脂肪	0.1				0.1 アメリカ		0.1
豚の脂肪	0.1				0.1 アメリカ		0.1
羊の脂肪	0.1				0.1 アメリカ		
馬の脂肪	0.1				0.1 アメリカ		
山羊の脂肪	0.1				0.1 アメリカ		
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪							0.1
★ 牛の肝臓	0.02				0.02 アメリカ		0.02
★ 豚の肝臓	0.02				0.02 アメリカ		0.02
★ 羊の肝臓	0.02				0.02 アメリカ		
★ 馬の肝臓	0.02				0.02 アメリカ		
★ 山羊の肝臓	0.02				0.02 アメリカ		
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓							0.02
★ 牛の腎臓	0.02				0.02 アメリカ		0.02
★ 豚の腎臓	0.02				0.02 アメリカ		0.02
★ 羊の腎臓	0.02				0.02 アメリカ		
★ 馬の腎臓	0.02				0.02 アメリカ		
★ 山羊の腎臓	0.02				0.02 アメリカ		
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓							0.02
★ 牛の食用部分	0.02				0.02 アメリカ		0.02
★ 豚の食用部分	0.02				0.02 アメリカ		0.02
★ 羊の食用部分	0.02				0.02 アメリカ		
★ 馬の食用部分	0.02				0.02 アメリカ		
★ 山羊の食用部分	0.02				0.02 アメリカ		
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分							0.02
★ 乳	0.02				0.02 アメリカ		0.02
干しぶどう	1.2				1.2 アメリカ		

注)かぼちゃ、とうがん、マルメロ、ネクタリン、かき、バナナ、パパイヤ、マンゴー、アケビ、カリン及びゴレンシについては、農薬取締法第12条の規定に基づく農薬を使用する者が遵守すべき基準を定める省令第2条第1項の経過措置に対応し、農林水産省において、登録保留基準の範囲内でマイナー作物として承認している。

*) 米国における「すいか」、「メロン類果実」及び「もも」の基準値の適用範囲は、果皮を含めた果実全体である。

基準値案について:

農産物及び脂肪(印なし)については、ビフェナゼート(イソプロピル=(4-メキシビフェニル-3-イル)ヒドラジノホルマート)及びイソプロピル=(4-メキシビフェニル-3-イル)ジアゼニルホルマートの総和をビフェナゼートとして示す。
畜産物(★)については、ビフェナゼート(イソプロピル=(4-メキシビフェニル-3-イル)ヒドラジノホルマート)、イソプロピル=(4-メキシビフェニル-3-イル)ジアゼニルホルマート、4-ヒドロキシビフェニル及び4-スルファトビフェニルの総和をビフェナゼートとして示す。

答申 (案)

ビフェナゼート

食品名	残留基準値 (案) ppm
トマト	2
ピーマン	2
なす	2
その他のなす科野菜(注1)	2
きゅうり(ガーキンを含む。)	2
かぼちゃ(スカッシュを含む。)	2
しろうり	0.75
すいか	0.2
メロン類果実	0.2
まくわうり	0.75
その他のうり科野菜	2
オクラ	2
スペアミント	25
ペパーミント	25
みかん	0.2
なつみかんの果実全体	0.7
レモン	0.7
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)	0.7
グレープフルーツ	0.7
ライム	0.7
その他のかんきつ類果実	0.7
りんご	2
日本なし	2
西洋なし	2
マルメロ	2
びわ	0.75
もも	0.2
ネクタリン	2
すもも(プルーンを含む。)	1
おうとう(チェリーを含む。)	2
いちご	5
ぶどう	3
かき	2
バナナ	2
パパイヤ	2
マンゴー	2
その他の果実	2
綿実	0.75
くり	0.2
ペカン	0.2
アーモンド	0.2
くるみ	0.2
その他のナッツ類	0.2
茶	2
ホップ	15
牛の筋肉	※ 0.02
豚の筋肉	※ 0.02
羊の筋肉	※ 0.02
馬の筋肉	※ 0.02
山羊の筋肉	※ 0.02
牛の脂肪	0.1
豚の脂肪	0.1
羊の脂肪	0.1

食品名	残留基準値 (案) ppm
馬の脂肪	0.1
山羊の脂肪	0.1
牛の肝臓	※ 0.02
豚の肝臓	※ 0.02
羊の肝臓	※ 0.02
馬の肝臓	※ 0.02
山羊の肝臓	※ 0.02
牛の腎臓	※ 0.02
豚の腎臓	※ 0.02
羊の腎臓	※ 0.02
馬の腎臓	※ 0.02
山羊の腎臓	※ 0.02
牛の食用に供される部分(筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓を除く。以下単に「食用部分」という。)	※ 0.02
豚の食用部分	※ 0.02
羊の食用部分	※ 0.02
馬の食用部分	※ 0.02
山羊の食用部分	※ 0.02
乳	※ 0.02
干しぶどう	1.2

注)

農産物及び畜産物(脂肪)の残留基準値(印なし)は、ビフェナゼート(イソプロピル=(4-メトキシビフェニル-3-イル)ヒドラジノホルマート)及びイソプロピル=(4-メトキシビフェニル-3-イル)ジアゼニルホルマートの総和をビフェナゼートとして示す。

畜産物(脂肪を除く。)の残留基準値(※)は、ビフェナゼート(イソプロピル=(4-メトキシビフェニル-3-イル)ヒドラジノホルマート)、イソプロピル=(4-メトキシビフェニル-3-イル)ジアゼニルホルマート、4-ヒドロキシビフェニル及び4-スルファトビフェニルの総和をビフェナゼートとして示す。

- 注1)「その他のなす科野菜」とは、なす科野菜のうち、トマト、ピーマン及びなす以外のものをいう。
- 注2)「その他のうり科野菜」とは、うり科野菜のうち、きゅうり、かぼちや、しろうり、すいか、メロン類果実及びまくわうり以外のものをいう。
- 注3)「その他のかんきつ類果実」とは、かんきつ類果実のうち、みかん、なつみかん、なつみかんの外果皮、なつみかんの果実全体、レモン、オレンジ、グレープフルーツ及びライム以外のものをいう。
- 注4)「その他の果実」とは、果実のうち、かんきつ類果実、りんご、日本なし、西洋なし、マルメロ、びわ、もも、ネクタリン、あんず、すもも、うめ、おうとう、ベリー類果実、ぶどう、かき、バナナ、キウイー、パパイヤ、アボカド、パイナップル、グアバ、マンゴー、パッションフルーツ、なつめやし以外のものをいう。
- 注5)「その他のナッツ類」とは、ナッツ類のうち、ぎんなん、くり、ペカン、アーモンド及びくるみ以外のものをいう。

(参考)

これまでの経緯

平成12年	8月17日	初回農薬登録
平成15年10月	9日	農薬適用拡大申請
平成16年	9月16日	農林水産省から農薬適用拡大申請に係る連絡
平成16年10月	5日	厚生労働大臣から食品安全委員会長あてに残留基準設定に係る食品健康影響評価について要請
平成16年10月	7日	食品安全委員会(要請事項説明)
平成16年10月13日		第18回食品安全委員会農薬専門調査会
平成16年11月25日		食品安全委員会における食品健康影響評価(案)の公表
平成16年12月	9日	薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会へ諮問
平成16年12月14日		薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会における審議
平成17年	1月6日	食品安全委員会(審議結果報告)
平成17年	1月6日	食品安全委員会委員長から厚生労働大臣あてに食品健康影響評価について通知

●薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会

[委員]

青木 宙	東京海洋大学大学院海洋科学技術研究科教授
○井上 達	国立医薬品食品衛生研究所安全性生物試験研究センター長
井上 松久	北里大学医学部微生物学教室教授
大野 泰雄	国立医薬品食品衛生研究所安全性生物試験研究センター薬理部長
岡田 齋夫	社団法人日本植物防疫協会研究所長
小沢 理恵子	日本生活協同組合連合会くらしと商品研究室長
加藤 保博	財団法人残留農薬研究所化学部長
下田 実	東京農工大学農学部獣医学科助教授
豊田 正武	実践女子大学生活科学部生活基礎化学研究室教授
中澤 裕之	星薬科大学薬品分析化学教室教授
米谷 民雄	国立医薬品食品衛生研究所食品部長
山添 康	東北大学大学院薬学研究科医療薬学講座薬物動態学分野教授
吉池 信男	独立行政法人国立健康・栄養研究所研究企画評価主幹

(○: 部会長)

ビフェナゼートに係る食品規格（農産物等に係る農薬の残留基準）
の設定に対して寄せられたコメントについて

- (1) 「食品、添加物等の規格基準（昭和 34 年 12 月厚生省告示第 370 号）の一部改正（農産物等に係る農薬ビフェナゼートの残留基準設定）」に関する意見の募集
に対して寄せられたコメント

1. 募集期間

平成 17 年 3 月 2 日～平成 17 年 4 月 1 日（現在、募集期間中）

2. 現在までに寄せられた意見数

なし

- (2) WTO 通報（衛生植物検疫措置の適用に関する協定（SPS 協定）に基づく通報）

1. 募集期間

平成 17 年 3 月 9 日～平成 17 年 5 月 16 日（現在、募集期間中）

2. 現在までに寄せられた意見数

なし